

## 国立大学法人高知大学における競争的資金等に係る間接経費の取扱要領

平成17年9月21日  
学 長 裁 定  
令和元年12月25日

### (趣 旨)

第1条 高知大学における競争的資金等に係る間接経費（寄附金に係るオーバーヘッドを含む。以下同じ。）の取扱いについては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針について」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「指針」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (定 義)

第2条 この要領において「部局経費」とは、間接経費のうち競争的資金等を獲得した研究者の所属する部局等に配分する経費をいう。  
2 この要領において「全学共通経費」とは、間接経費のうち全学的な共通経費として事務局に配分する経費をいう。

### (間接経費の配分)

第3条 間接経費の配分は、別表1のとおりとする。

### (間接経費の使途)

第4条 間接経費の使途は、指針を準用した別表2の間接経費の主な使途の例示によるものとする。

### (間接経費の使途の決定)

第5条 部局経費の使途については、当該部局等の長が決定するものとする。  
2 全学共通経費の使途については、役員会の議を経て、学長が決定するものとする。

### (間接経費の返還)

第6条 競争的資金等を獲得した研究者の異動等により間接経費の返還義務が生じた場合は、部局経費及び全学共通経費からそれぞれ返還するものとする。

### (報告等)

第7条 部局経費の配分を受けた部局等の長は、当該部局経費について、指針の趣旨を踏まえ、適切に執行するものとする。  
2 財務担当理事は、全学共通経費について、毎会計年度の間接経費の使用実績を6月30日までに学長及び役員会に報告するものとする。

### (補 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

### 附 則

この要領は、平成17年9月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成22年9月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

### 附 則（平成23年8月29日）学長裁定

この要領は、平成23年8月29日から施行し、平成23年4月28日から適用する。

附 則（平成 23 年 10 月 26 日）学長裁定

この要領は、平成 23 年 10 月 26 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 7 月 11 日）学長裁定

この要領は、平成 26 年 7 月 11 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 9 月 30 日）学長裁定

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 25 日）学長裁定

この要領は、令和元年 12 月 25 日から施行する。

別表1 (第3条関係)

経費区分				間接経費額	全学共通経費と部局経費の配分比率(全学共通経費:部局経費)
受託研究等	受託研究			間接経費受入額	50:50 ただし、高知大学学術研究推進機構規則により組織される大型プロジェクトに限り、かつ、学長が必要と認める場合は、配分比率を変更することができる。
	競争的資金				
	臨床研究(治験)				
	病理組織検査				
受託事業					
共同研究					
学術指導					
受託研究員等の研究料	一般の受託研究員 農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「国内留学制度」による受託研究員	長期	6か月を超えて1年以内	94,400円	
		短期	6か月以内	47,700円	
	農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3か月以内	24,300円	
	農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領(普及職員等資質向上緊急対策事業)」による受託研究員	改良普及員	6か月以内	47,700円	
		専門技術員及び農業研修教育施設等指導職員	3か月以内	24,300円	
	私学研修員 専修学校研修員 公立高等専門学校研修員 公立大学研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	19,000円	
		非実験系		9,400円	
	教職員支援機構研修員	実験系	5,100円		
		非実験系	2,900円		
	外国人受託研修員		1か月	8,500円	
民間等共同研究員				73,300円	
政府補助金、政府出資金による競争的資金制度公募事業				政府補助金、政府出資金から配分される間接経費	
科学研究費補助金及び科学研究費助成事業				間接経費受入額	
奨学寄附金				受入額の5% ただし、公募による各種研究助成事業の採択による職員からの寄附で、機関経理のための間接経費が含まれている場合は、間接経費受入相当額 次の各事項に該当するものは、免除 1. 附属学校の教育を目的とする寄附 2. 公募による各種研究助成事業の採択による職員からの寄附(機関経理のための間接経費がある場合を除く) 3. 寄附講座及び寄附研究部門設置のための寄附 4. 職員から本人の学術研究を目的とした寄附 5. 基金(寄附の対象が大学組織に対する寄附金で、寄附の趣旨、管理及び事業等が規則により明文化されたもの)への寄附	100:0

## 間接経費の主な使途の例示

### 1. 管理部門に係る経費

- (1) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- (2) 管理事務の必要経費  
※備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費  
等

### 2. 研究部門に係る経費

- (1) 共通的に使用される物品等に係る経費  
※備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- (2) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費  
※研究者、研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- (3) 特許関連経費
- (4) 研究棟の整備、維持及び運営経費
- (5) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- (6) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- (7) 設備の整備、維持及び運営経費
- (8) ネットワークの整備、維持及び運営経費
- (9) 図書館の整備、維持及び運営経費
- (10) ほ場の整備、維持及び運営経費  
等

### 3. その他の関連する事業部門に係る経費

- (1) 研究成果展開事業に係る経費
- (2) 広報事業に係る経費  
等

4. このほか、学長が法人の機能向上等に関連して間接的に必要と判断した経費。  
ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。